

令和2年度 町会定時総会

(Web用)

日時:令和2年6月13日(土),午前10時

場所:油川市民センター

来賓紹介:民生委員 西野きよさん (羽白町会)

表彰:令和2年度優良町会員

案件:1号議案 平成31年度事業報告

2号議案 監査報告

3号議案 平成31年度収支決算報告

4号議案 令和2年度事業計画(案)

5号議案 令和2年度予算(案)

6号議案 慶弔(慰)規定一部改定

7号議案 日本赤十字社油川分会の町内会推進員選出

8号議案 その他

添付資料

- ・日の出町町会会則、慶弔(慰)規定
- ・令和2年度役員名簿(抄)

青森市日の出町会

1号議案

平成31年度（令和元年度） 日の出町会事業報告

1. 有価資源物回収

毎月第2, 第4土曜日に回収している資源物販売額・奨励金収入金額

(株)伸和産業への販売額 [REDACTED] 円

青森市資源物集団回収奨励金 [REDACTED] 円 (伸和産業での実績により交付)

合計 [REDACTED] 円

2. 日帰り親睦旅行

日時：平成元年7月6日(土)

行先：竜飛温泉

参加者：24名

参加費：1人当たり2,000円

3. 野木和公園健康ウォーキング

日時：平成元年10月14日(日、体育の日)

場所：野木和公園

参加者：15名

参加費：無料(町会費から弁当支給)

4. 町会の忘年会(お食事会を兼ねる)

日時：令和元年12月7日(土)

会場：酒肴処「番屋」

参加者：14名

参加費：1人当たり3,000円

5. 「通信No.1」発行(毎戸配布) 発行日：令和元年12月

6. その他

4月13日	平成31年度 日の出町会総会
7月6日	墓前祭
8月17日	油川みんなの盆踊り
9月7日	野木和公園一掃きデー
9月16日	敬老会
10月12日～13日	油川市民センターまつり
11月10日	油川町・青森市合併80周年記念事業

- ・日の出町会役員会を年7回開催した。
- ・資源物回収ステーション1基が新設された(ユニバースからの寄付金による)。
- ・日の出町会担当民生委員として西野きよさん(Tel. 017-788-8424)が決まった。

4号議案

令和2年度 事業計画（案）

①有価資源ごみ回収（重点事項：月曜日回収のアルミ缶）

毎月第2，第4土曜日に回収している資源ごみの量を増加させたい。第2，第4月曜日と毎週木曜日に回収している資源ごみは、町会の収入とはならないので、第2，第4週は、できるだけ土曜日に出していただければと思う。重点は月曜日回収の「アルミ缶」。町会の通信でも、協力を呼びかけます。（昨年度実績は■■■■■■■■円）

②親睦を深める日帰り旅行の参加者増

日帰り旅行 期日：7月頃に開催（本日審議）
参加費：2500円
（申し込みは、後日回覧）

③ウォーキング（野木和公園）への参加者増

実施が見込まれる日は未定、参加者には弁当を配布予定
（詳細・申し込みは、後日回覧）

④忘年会（食事会兼ねる）

12月に実施予定
参加費：1000～1500円程度（昨年度の反省から、参加費は半分以下の予定）
場所：油川市民センター

⑤自主防災組織の設立準備

町会としての防災組織設立への啓発、準備活動を実施していく。

⑥その他（ごみ収集場の整頓・整備）

資源ごみ回収日の掲示（設置済み）など、宣伝活動を広めていく。

※備考※ 年間予定の概略

- 4月 総会（延期）、役員会（延期）、ゴミ袋配布（配布済み）
- 7月 親睦を深める日帰り旅行
- 8月 ふるさと海岸の清掃及び監視補助（今年度は中止）
- 10月 野木和公園ウォーキング
- 12月 忘年会（食事会兼ねる）
- 3月 役員会、監査、次年度総会準備

6号議案

慶弔(慰)規定の一部改定について

現行	改定(案)
第2条 (3)町会長、副会長、監事交替の場合、…	第2条 (3)町会長、副会長、 <u>会計</u> 、監事交替の場合、…

改定案では下線の部分を追加することとする。

日の出町町会会則

第1条 この会は日の出町に在住する町民をもって組織する。事務所を会長宅に置く。

第2条 この会は住民の親睦を図り、住みよい町をつくることを目的とする。

第3条 この会には次の役員を置く。

- (1) 町会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 監事2名
- (5) 班長若干名

第4条 役員は総会において選出する。

第5条 町会長は町会を代表し会を統理する。

副会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときはこれを代理する。

第6条 役員会は町会長、副会長、会計、監事、班長で構成する。

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。(但し、班長の任期は1年とする。)

第8条 役員会及び臨時総会は、町会長が認めた場合これを招集する。

第9条 この会を運営するための経費は、町会費と寄付金をもってする。町会費は総会で決める。

第10条 この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則 本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

慶弔(慰)規定

第1条 本規定は、日の出町に在住する町民に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

- (1) 火災または、著しい風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ決定する。
- (2) 町民死亡の場合、参千円の香典をおくる。
- (3) 町会長、副会長、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

付則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和2年度 日の出町会 役員名簿

町会長 奈良 安規 (4班) ☎ 

副会長 築館 昌邦 (8班)

会計 1名

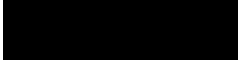
監事 2名

班長 9名

※班長は輪番による

日の出町会担当 民生委員

西野 きよ さん (羽白町会)

(☎ )